

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年12月6日

佐賀県人事委員会委員長 中野哲太郎

佐賀県人事委員会規則第13号

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

期末手当及び勤勉手当に関する規則（昭和39年佐賀県人事委員会規則第19号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>（基準日前1箇月以内の退職者等で期末手当を支給されない職員）</p> <p>第2条 県職員給与条例第17条第1項後段及び学校職員給与条例第20条第1項後段の規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) その退職し、<u>若しくは失職し</u>、又は死亡した日において前条各号のいずれかに該当する職員であった者</p> <p>(2) その退職<u>又は失職</u>の後基準日までの間において次に掲げる者となった者</p> <p>ア～オ 略</p> <p>(3) 略</p> <p>（基準日前1箇月以内の退職者等で勤勉手当を支給されない職員）</p> <p>第7条 県職員給与条例第17条の4第1項後段及び学校職員給与条例第21条第1項後段の規則で定める職員は、次に掲げる職員（第3号に掲げる者のうち、基準日に勤勉手当に相当する手当が支給されない佐賀県職員を除く。）とする。</p> <p>(1) その退職し、<u>若しくは失職し</u>、又は死亡した日において休職中であった者。ただし、公務傷病等による休職中であった職員（県職員給与条例第16条の5第1項及び学校職員給与条例第22条第1項の規定、教育公務員特例法第14条の規定並びに公立の</p>	<p>（基準日前1箇月以内の退職者等で期末手当を支給されない職員）</p> <p>第2条 県職員給与条例第17条第1項後段及び学校職員給与条例第20条第1項後段の規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) その退職し、又は死亡した日において前条各号のいずれかに該当する職員であった者</p> <p>(2) その退職の後基準日までの間において次に掲げる者となった者</p> <p>ア～オ 略</p> <p>(3) 略</p> <p>（基準日前1箇月以内の退職者等で勤勉手当を支給されない職員）</p> <p>第7条 県職員給与条例第17条の4第1項後段及び学校職員給与条例第21条第1項後段の規則で定める職員は、次に掲げる職員（第3号に掲げる者のうち、基準日に勤勉手当に相当する手当が支給されない佐賀県職員を除く。）とする。</p> <p>(1) その退職し、又は死亡した日において休職中であった者。ただし、公務傷病等による休職中であった職員（県職員給与条例第16条の5第1項及び学校職員給与条例第22条第1項の規定、教育公務員特例法第14条の規定並びに公立の学校の事務職員の</p>

<p>学校の事務職員の休職の特例に関する法律（昭和32年法律第117号）の規定の適用を受けて休職中であった職員をいう。）を除く。</p> <p>(2) その退職し、<u>若しくは失職し、又は死亡した日において第1条の2第3号、第4号及び第6号並びに前条第2号から第4号までのいずれかに該当する職員であった者</u></p> <p>(3) 略</p> <p>2 略</p>	<p>休職の特例に関する法律（昭和32年法律第117号）の規定の適用を受けて休職中であった職員をいう。）を除く。</p> <p>(2) その退職し、又は死亡した日において第1条の2第3号、第4号及び第6号から第9号まで並びに前条第2号及び第3号のいずれかに該当する職員であった者</p> <p>(3) 略</p> <p>2 略</p>
---	---

附 則

この規則は、令和元年12月14日から施行する。